

# 第1章／はじめに

## 第1節　||　地方公会計制度について

地方公共団体における会計制度は、「現金主義・単式簿記」方式を採用しており、1年間にどのような収入があり、その収入をいくら使ったのかという現金収支の把握に適しています。その反面、これまでに市が整備してきた資産や将来返済しなければならない負債の残高、年度ごとの実質的なコストの把握が困難であるといった問題がありました。

そこで、「新地方公会計制度改革」として、企業的手法（発生主義・複式簿記）を地方公共団体にも取り入れる取組みが進められてきました。この会計制度により作成された財務書類は、従来の会計方式では見えにくかったストック情報やコスト情報を一覧的に把握することができます。

本市では、財務書類を作成する方法として総務省より提示された、「基準モデル」と「総務省方式改訂モデル」という作成方法のうち、「総務省方式改訂モデル」により平成19年度決算から普通会計ベースの財務書類4表を作成し、平成20年度決算からは普通会計財務書類、特別会計・企業会計を含んだ全体財務書類、一部事務組合及び第三セクター等を含む連結財務書類4表を作成し、平成27年度決算まで公表を行ってきたところです。

しかし、これまで全国の各地方公共団体において財務書類の作成・公表がなされているところですが、整備方式の違いや整備状況に差があることから、団体間の比較が困難であることなど、新たな課題が出てきました。

このため、総務省では、平成27年1月に「統一的な基準による地方公会計の整備促進について（総務大臣通知）」を示し、平成27年度から平成29年までの3年間で、全ての地方公共団体において、統一的な基準による財務書類を作成するよう要請しました。

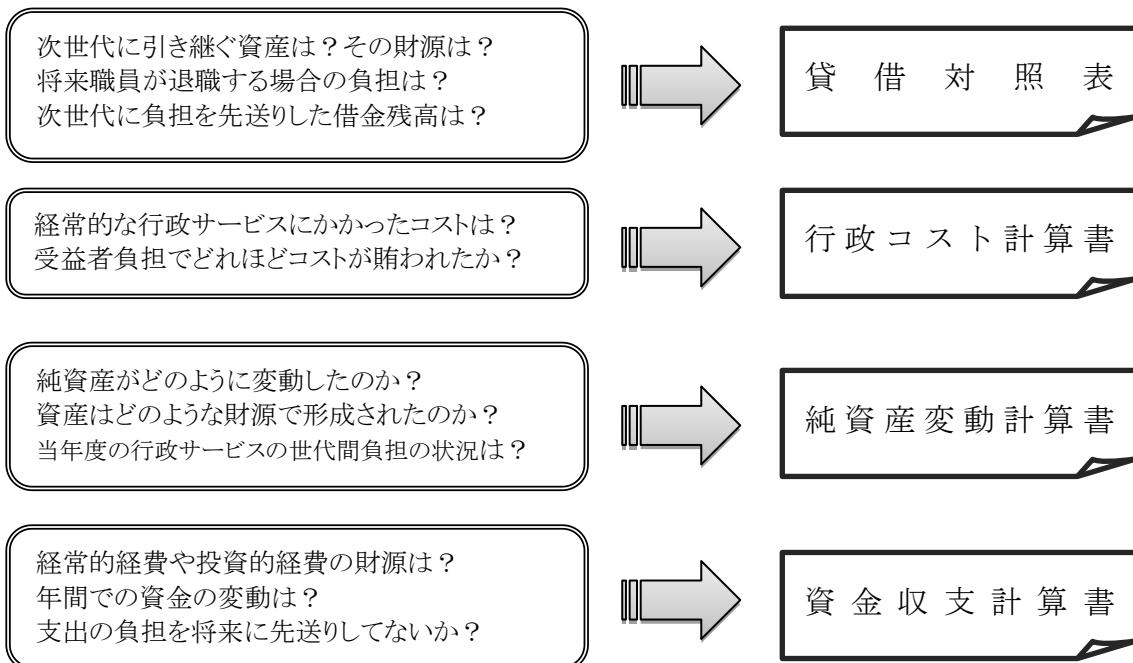
これを受け、本市では平成27年度から固定資産台帳整備を行い、平成28年度決算から「統一的な基準」による財務書類を作成しました。

今後は、本市と類似団体の比較・分析等を通じた分かりやすい財政状況の公表による透明性の確保及び予算編成や財政推計などへの財務書類の効率的な活用を検討しながら、引き続き健全な財政運営に努めてまいります。

## 第2節 財務書類4表とは

統一的な基準による財務書類は「①貸借対照表」、「②行政コスト計算書」、「③純資産変動計算書」、「④資金収支計算書」の4つの表で構成されています。

現行の現金主義の会計制度では把握することが困難な投資及び出資金の時価による評価、退職手当引当金などの将来的に必要な支出、建物・備品等の減価償却による費用などを算定し、資産・債務のストック情報や行政コストなどを明確にすることができます。つまり、財務書類4表は、現金主義で見えにくいコストなどを把握するための補完的役割をします。



## 第3節 財務書類4表作成の前提条件

本市の財務書類4表は、平成27年1月（平成28年5月改訂）に総務省が公表した「統一的な基準による地方公会計マニュアル」（以下「作成マニュアル」という。）に基づき、下記の諸条件のもと作成しています。

### （1）対象範囲

にかほ市の普通会計（一般会計）・特別会計及び連結会計（詳細は第4章）

### （2）基準日

作成の基準日は、平成30年3月31日とし、平成29年4月1日から平成30年5月31日までの出納整理期間における入出金は、作成基準日までに終了したものとします。

### (3) 基礎数値

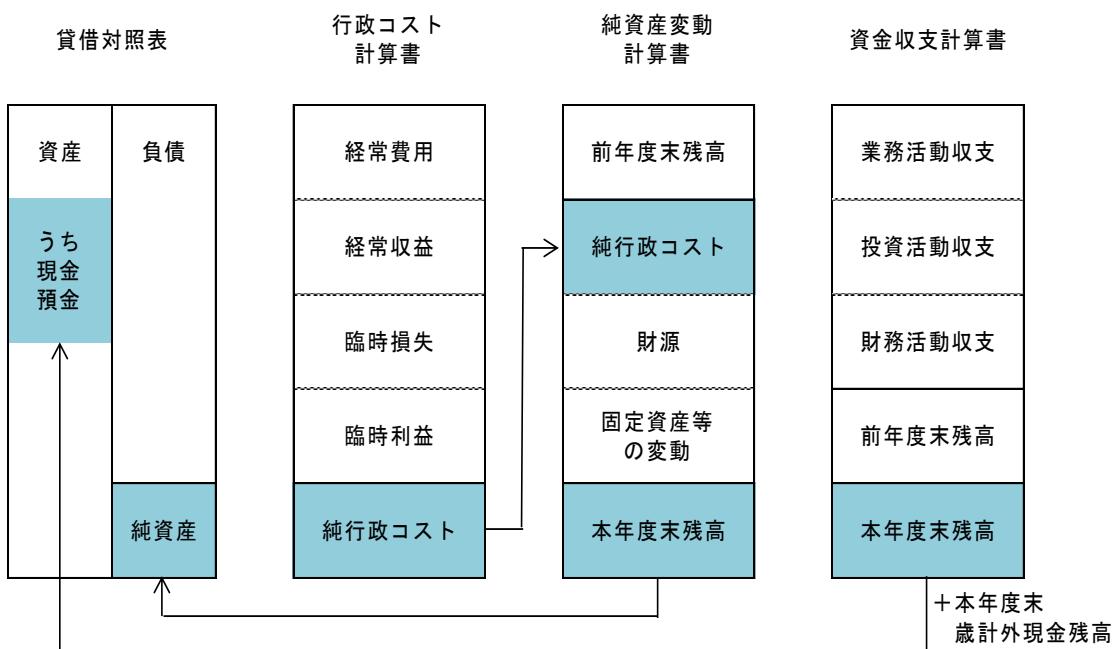
平成29年度の個々の伝票データ及び固定資産台帳のデータを基に作成しています。

歳入歳出を伴わない資産・負債の価値変動については、資産負債内訳簿により把握しています。

なお、国から譲渡された法定外公共物や旧上浜財産区や旧上郷財産区、平沢財産区、金浦地区入会地の有する資産については資産計上しないこととしています。

## 第4節 財務書類4表の相互関係

財務書類4表は、それぞれが結びついており、その関係を示したものが下の図になります。



- 貸借対照表の資産のうち「現金預金」の金額は、資金収支計算書の本年度末残高に本年度末歳計外現金残高を加えたものと対応します。
- 貸借対照表の「純資産」の金額は、資産と負債の差額として計算されますが、これは純資産変動計算書の本年度末残高と対応します。
- 行政コスト計算書の「純行政コスト」の金額は、純資産変動計算書に記載されます。